

令和 8 年 6 月 定例会  
厚生文教委員会 審査報告書（概要）

厚生文教委員会に付託されました諸案件について、去る 18 日に委員会を開催し、審査しましたので、その経過の概要と結果について報告します。

最初に、議案第 56 号 江南市介護保険条例の一部改正について審査しました。

令和 8 年 3 月定例会においても条例の一部改正が上程されたが、今回の改正内容はどのようなものか、との質疑があり、3 月定例会では、8 年 1 月 1 日及び 4 月 1 日に江南市に住所があり、8 年度の市民税が非課税の方のうち、7 年度税制改正前の給与所得控除の内容で 7 年分の給与所得の金額を算定した場合に、非課税者とならない方は、介護保険料算定において 8 年度の市民税が課税されているとみなす条例改正を行いました。今回の条例改正は、この課税者とみなされた方のうち、毎年、市民税が非課税となる範囲で就労時間などを調整している方で、課税者とみなされることにより意図せず介護保険料が増額となる方について、保険料の減免によって救済するというものです、との答弁がありました。

第 13 条第 3 項の内容は、市民の減免申請を必要とせず、市が把握し減免するのか、との質疑があり、市がシステムにより把握し、対象者の減免を行うものです、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 57 号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について審査しました。

特定理学療法士等を、1 人に限り保育士とみなすことができることとする拡充の改正であるが、市内に対象となる事業所はあるのか、との質疑があり、市内には、対象となる小規模保育事業所が 2 施設ありますが、現在のところ、この基準に該当する職員を配置したいとの申し出はありません、との答弁がありました。

満3歳以上限定小規模保育事業は、小規模保育事業A型のみが実施できるのか、との質疑があり、満3歳以上限定小規模保育事業を実施できるのは、小規模保育事業A型のみです、との答弁がありました。

市内にある小規模保育事業所は、今回の改正により0歳児から5歳児までを同じ施設で保育することになるのか、との質疑があり、当該事業所は満3歳未満児を保育する事業所として認可された施設ですので、0歳児から5歳児までを同じ施設内で保育することはできません、との答弁がありました。

園庭を持たない満3歳以上限定小規模保育事業所では、利用する児童は外遊びができないことにならないのか、との質疑があり、小規模保育事業所は、集団保育を体験させるために、保育所等の連携施設を確保する必要があり、その連携施設において集団保育を実施したり園庭を活用するなどして対応します、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第58号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について審査しました。

満3歳以上限定小規模保育事業所では、年齢ごとに利用定員を定めることになるのか、との質疑があり、利用定員については満3歳以上の総数を利用定員として定めることとなります、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第63号 江南市コミュニティセンター及び江南市立児童館に係る指定管理者の指定について審査しました。

指定管理者の指定、債務負担行為の設定及び指定管理料の予算化について、一括して議案を上程したのはなぜか、との質疑があり、8月1日の供用開始までに協定書の締結や、施設管理に係る各種の契約事務などの準備期間を設けることが可能であったためです、との答弁がありました。

指定管理料を7月に支払うのはなぜか、との質疑があり、協定書締結後の準備費として支払うものです、との答弁がありました。

指定管理者を江南市社会福祉協議会とするのはなぜか、との質疑があり、この施設の前身である中央コミュニティ・センターを平成18年度から継続して維持管理してきた実績があること、福祉団体と関係性が構築されており、多世代・多文化交流の促進に繋げられること、災害ボランティアセンターに位置付けられる施設であり、発災時に迅速な対応が可能であることなどを勘案したためです、との答弁がありました。

中央コミュニティ・センターと3つの児童館が複合化されるが、運営経費の縮減効果はどれほどか、との質疑があり、令和8年度における年間運営経費はコミュニティセンターと児童館で計6,376万円に対し、5年度における対象施設の指定管理料は計6,633万円であることから、257万円の削減効果があり、これに加え、交通児童遊園にかかる経費が縮減されます、との答弁がありました。

3階児童館の運営委託料の予算は、どこに計上されていたのか、との質疑があり、児童館活動事業にある委託料が新児童館にかかる委託料で、当初予算に計上されています、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第64号 令和8年度江南市一般会計補正予算(第3号)について、各課ごとに歳入歳出一括で審査しました。

最初に、健康こども部健康づくり課について審査しました。

土地貸付収入について、布袋駅東複合公共施設のどの部分の土地を貸し付けているのか、との質疑があり、市の所有する土地のうち民間棟の部分です、との答弁がありました。

布袋駅東複合公共施設維持運営事業の維持管理委託料について、当初予算に計上していないのはなぜか、との質疑があり、物価変動に基づく改定に用いる指標は、契約書で日本銀行が公表する「企業向けサービス価格指数の建物サービス」を用いるとしており、今年1月の指数確定が3月下旬であったことから、委託料の算定が当初予算に間に合わなかったため補正予算に計上するものです、との答弁がありました。

維持管理委託料7,810万2,000円について、どのような保守・点検業務を行っているのか、との質疑があり、外壁、床、エレベーター及び

エスカレーター等の保守・点検を行っています、との答弁がありました。

清掃業務は、施設のどの範囲が対象となるのか、との質疑があり、1階から4階までの全ての公共施設が対象となります、との答弁がありました。

維持管理委託業務内容に疑義が出た場合、契約内容の見直しや協議ができる契約になっているのか、との質疑があり、そのような場合には、市と受託者で協議を行うことになっています、との答弁がありました。

施設の保守・点検や修繕等の業務報告内容の精査は行っているのか、との質疑があり、受託者から定期的に報告を受け確認しています、との答弁がありました。

次に、子育て支援課について審査しました。

児童館等運営事業の指定管理料について、面積割と聞いているがどのような算出方法か、との質疑があり、指定管理料740万4,000円は、全体の年間指定管理料から人件費を除いた物件費に、延床面積2,946.6平方メートルから3階共用部分を除いた面積割の32%をかけた金額です、との答弁がありました。

児童館部分の指定管理料が補正予算となった理由は何か、との質疑があり、全体の指定管理料から面積割で算出しているため、全体の指定管理料の補正予算の提出時期にあわせたものです、との答弁がありました。

次に、ふくし部地域ふくし課について審査しましたが、質疑はありませんでした。

次に、介護保険課について審査しました。

介護施設等整備費補助事業について、この補正予算の対象施設数と具体的な改修内容について質疑があり、対象施設数は3つの介護施設で、その内容は、グループホームあじさい「ほてい」は外壁及び浴室改修、併設する小規模多機能あじさい「ほてい」は外壁改修、地域密着型特別養護老人ホームたんぽぽ鶴の里は止水板工事ですが、現在協議中のため、今後内示された場合に交付決定するものです、との答弁がありました。

次に、保険年金課について審査しました。

母子・父子家庭医療費助成事業について、税制改正によるシステム改

修委託料であるが、当初予算に計上できなかったのはなぜか、との質疑があり、システム事業者において改修の仕様が令和8年2月末に決定したこともあり、費用負担が必要と判明したタイミングでは、当初予算の計上に間に合わなかったからです、との答弁がありました。

次に、教育部生涯学習課について審査しました。

国指定重要文化財「曼陀羅寺正堂及び書院」防災施設整備補助事業について、事業主体は曼陀羅寺だと思うが、市以外からも補助金が交付されるのか、との質疑があり、国及び県からも補助金が交付されます、との答弁がありました。

補助事業の内容はどのようなものか、との質疑があり、曼陀羅寺正堂及び書院に設置されている消火ポンプに不具合が生じており、消火栓や放水銃が作動しない状態となっているため、消火ポンプ等を更新するものです、との答弁がありました。

曼陀羅寺正堂及び書院は国指定重要文化財という貴重な財産であるため、しっかり整備していただくよう曼陀羅寺に伝えてほしい、との要望がありました。

事業費はいくらで、国及び県の補助額はいくらか、また曼陀羅寺の負担額はいくらか、との質疑があり、事業費は5,935万円、国の補助額は補助対象経費の55%である3,264万2,000円、県の補助額は国の補助対象経費の10%である593万5,000円、市の補助額は補助対象経費から国及び県の補助額を引いた2分の1である1,038万6,000円、曼陀羅寺の負担額は1,038万7,000円です、との答弁がありました。

次に、教育課について審査しました。

給食調理事業について、会計年度任用職員1人分の人件費を減額するが、その内容はどのようなものか、との質疑があり、昨年度までは、南部と北部の給食センターに栄養教諭を各2人、合計4人を配置していたが、藤の花給食センターに統合されたことで、法律の配置基準により、3人体制になることが想定されたことから、当初予算に会計年度任用職員1人分の人件費を計上していましたが、昨年度末に愛知県から加配が認められたことで体制に変更がなかったため、不用となる会計年度任用職員の人件費を減額するものです、との答弁がありました。

栄養教諭の加配は、来年度以降も認められるのか、との質疑があり、

愛知県に対して来年度も引き続き1人の加配を要求するが、加配の可否が判明するのが年度末となるため、来年度の当初予算も会計年度任用職員の予算計上を検討する必要があります、との答弁がありました。採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第65号 令和8年度江南市介護保険特別会計補正予算(第1号)について審査しました。

介護保険システム等改修事業について、その要因である介護保険施設等利用者の食費・居住費の補足給付制度の利用者負担額変更の周知方法はどのように考えているのか、との質疑があり、施設から利用者に説明するとともに、市は介護保険負担限度額認定証の更新結果通知にパンフレットを同封する、ケアマネジャーと施設関係者に説明依頼する、ホームページに掲載するなどにより周知します、との答弁がありました。

世帯における負担はどのくらい増えるのか、との質疑があり、試算していません、との答弁がありました。

挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決しました。

以上で、厚生文教委員会の報告を終わります。